

答弁書第一〇一号

内閣参質一八三第一〇一号

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員加賀谷健君提出総理大臣公邸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出総理大臣公邸に関する質問に対する答弁書

一について

国務大臣公邸として現存するのは、官房長官公邸のみである。当該公邸は、緊急事態の発生時に内閣官房長官が宿泊して迅速に対応する場合等に利用してきたところである。

二について

総理大臣公邸は、内閣総理大臣の職務の能率的な遂行を確保し、もって国の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする施設であり、内閣総理大臣の私室機能、迎賓機能、執務機能等を有するものである。

三について

総理大臣公邸の整備に係る事業費は、約八十六億円である。

四について

平成十七年四月に移築改修を終えた現在の総理大臣公邸に内閣総理大臣が居住した期間を内閣総理大臣別にお示しすると、小泉純一郎元内閣総理大臣が約一年五月、第一次安倍内閣における安倍晋三元内閣総

理大臣が約十月、福田康夫元内閣総理大臣が約八月、麻生太郎元内閣総理大臣が約八月、鳩山由紀夫元内閣総理大臣が約七月、菅直人元内閣総理大臣が約一年三月、野田佳彦前内閣総理大臣が約一年三月であり、これらを通算すると約六年八月である。

五及び六について

安倍内閣総理大臣の総理大臣公邸への入居については、諸般の状況を勘案しつつ判断されるものと承知している。また、危機管理については、遺漏のないよう万全を期している。

七について

お尋ねの件については、承知していない。

八について

総理大臣公邸は、政府の機能の中樞を担う総理大臣官邸と一体となって運用される施設であることから、地震等の災害発生時に避難を必要とする国民を総理大臣公邸に受け入れるかについては、被災状況等に応じて、適切に判断してまいりたい。

また、災害発生時のための食糧等については、総理大臣官邸において備蓄しているところである。